

## 次期府中市福祉計画の策定について

### 1 府中市福祉計画について

本市は、平成12年の社会福祉法の改正を受け、平成15年にそれまで個別分野別に策定していた地域、高齢、児童、障害等の福祉の領域の計画を総合的かつ一体的に推進するため、地域福祉、高齢者保健福祉、子育て支援、障害者福祉、介護保険事業計画で構成される「府中市福祉計画」を策定しました。

その後、平成21年度及び平成26年度に新たな福祉計画を策定し、現行の福祉計画は、平成27年度から令和2年度までの6年間を計画期間としています。

現行の福祉計画は、新たに健康分野を加え、地域福祉分野の「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」、高齢者福祉分野の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期）」、障害者福祉分野の「障害者計画」、「障害福祉計画（第4期）」、子育て支援分野の「子ども・子育て支援計画」、健康分野の「健康ふちゅう21（保健計画）」・「食育推進計画」を横断的につなぐ役割を担う計画として策定しました。

また、地域福祉分野、高齢者福祉分野及び障害者福祉分野の各分野に共通する、福祉的な支援の必要な方を地域で支える、という主要課題に対し、分野横断的な施策展開を図ることを目的に、「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者計画」「障害福祉計画」を特に関連する計画として位置付けました。

なお、平成29年度には、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期）」及び、「障害福祉計画（第4期）」の計画期間が終了したため、平成30年度から令和2年度を計画期間とする「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）」と「障害福祉計画（第5期）」を策定しました。また、平成30年度の児童福祉法の一部改正を受け、「障害児福祉計画（第1期）」を策定し、施策を推進しています。

### 2 計画の位置付け

「福祉計画」は、「第6次府中市総合計画」を上位計画とする計画であり、本市の福祉の基本的な考え方を定めています。「福祉計画」には地域福祉分野、高齢者福祉分野、障害者福祉分野の計画を包含しており、子ども・子育て分野、健康・食育分野の一部も含んでいます。

#### 【地域福祉分野】

- 「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」です。

- 「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」は、府中市福祉のまちづくり条例第7条に規定する、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための計画です。

#### 【高齢者福祉分野】

- 「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」です。
- 「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」です。あわせて、「地域における医療と介護の総合的な確保を推進するための関係法」に基づく計画です。

#### 【障害者福祉分野】

- 「障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」です。
- 「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」です。
- 「障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」です。

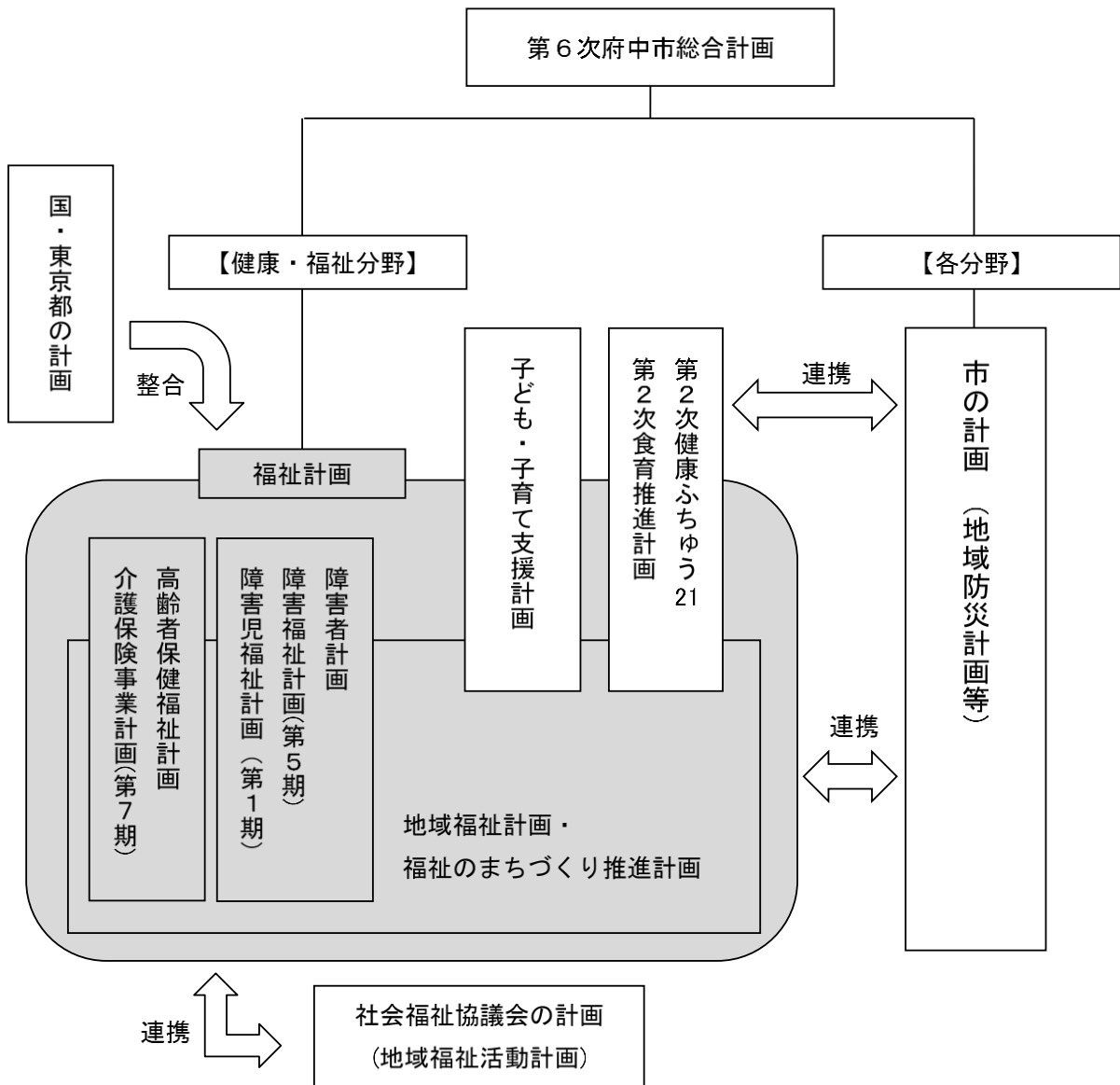
#### 【子ども・子育て支援分野】

- 「子ども・子育て支援計画」は、子ども・子育て支援法第61条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

#### 【健康分野】

- 健康ふちゅう21(保健計画)は、健康増進法第8条の2に規定する「市町村健康増進計画」です。
- 食育推進計画は、食育基本法第18条に規定する「市町村食育推進計画」です。

図表 計画の位置づけ



### 3 計画の期間

- (1) 現行計画 平成27年度から令和2年度までの6年間
- (2) 次期計画 令和3年度から令和8年度までの6年間（予定）

図表 計画の期間

	平成					令和							
	27年度	28年度	29年度	30年度	31/1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
<b>府中市福祉計画</b>	福祉計画					福祉計画							
<b>【地域福祉分野計画】</b> 地域福祉計画 福祉のまちづくり推進計画 (社会福祉法) (府中市福祉のまちづくり条例)	地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画					地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画							
<b>【高齢者福祉分野計画】</b> 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 (老人福祉法) (介護保険法)	高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 (第6期)		高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 (第7期)		高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 (第8期)			高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 (第9期)					
<b>【障害者福祉分野計画】</b> 障害者計画 (障害者基本法)	障害者計画					障害者計画							
障害福祉計画・ 障害児福祉計画 (障害者総合支援法) (児童福祉法)	障害福祉計画 (第4期)	障害福祉計画(第5期) ・障害児福祉計画 (第1期)		障害福祉計画(第6期) ・障害児福祉計画 (第2期)			障害福祉計画(第7期) ・障害児福祉計画 (第3期)						
<b>【子ども・子育て支援】</b> 子ども・子育て支援計画 (子ども・子育て支援法)	子ども・子育て支援計画					子ども・子育て支援計画			子ども・ 子育て支援 計画				
<b>【健康分野】</b> 府中市保健計画 「健康ふちゅう21」 (健康増進法)	府中市保健計画(第二次)					府中市保健計画(第三次)							
府中市食育推進計画 (食育基本法)	第2次府中市食育推進計画					第3次府中市食育推進計画							

※令和2年度以降の計画の策定については、現時点での予定です。

#### 4 次期計画策定の背景

次のような国及び東京都の動向を踏まえて次期計画を検討します。

##### (1) 国の動向

###### 【地域福祉分野】

- ニッポン一億総活躍プラン(H28.6閣議決定)
- 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部(H28.7設置)
- 社会福祉法等の一部改正(H30.4施行)
- 社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針、地域福祉計画の策定ガイドライン(H29.12発出)
- 成年後見制度利用促進法(H28.5施行)
- 住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)の改正(H29.5施行)
- バリアフリー新法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)の改正(H30.9施行)
- ユニバーサルデザイン2020行動計画(H29.2関係閣僚会議決定)

###### 【高齢者福祉分野】

- 老人福祉法の改正(H30.4施行)
- 介護保険法の改正(H30.4施行)
- 高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正(H30.4施行)
- 認知症施策推進大綱(R1.6関係閣僚会議決定)

###### 【障害者福祉分野】

- 障害者総合支援法および児童福祉法の改正(H30.4施行)
- 障害者差別解消法(H28.4施行)
- 障害者雇用促進法の改正(H28.4施行)
- 発達障害者支援法の改正(H28.8施行)
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(H30.6施行)

###### 【子ども・子育て分野】

- 働き方改革実行計画(H29.3策定)
- 子育て安心プラン(H29.6公表)
- 新しい経済政策パッケージ(H29.12閣議決定)  
※幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化等
- 児童福祉法の改正(H29.4施行、一部H28.10施行)
- 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(H30.7関係閣僚会議決定)
- 児童虐待防止対策体制総合強化プラン(H30.12関係府省庁連絡会議決定)
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律(H26.1施行、R1.6改正)
- 子供の貧困対策に関する大綱(H26.8閣議決定)

###### 【健康・食育分野】

- 「健康日本21(第二次)」中間評価報告書(H30.9公開)
- 健康増進法の一部改正(R2.4施行) ※望まない受動喫煙の防止

## (2) 東京都の動向

### 【地域福祉分野】

○東京都地域福祉支援計画：平成30年度～令和2年度

#### 【計画の理念】

- 理念1 誰もが、所属や世代を超え、地域で共に参加・協働し、互いに支え、支えられながら、生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京
- 理念2 地域の課題について、身近な場において包括的に相談でき、解決に向けてつながることができる東京
- 理念3 多様な主体が、それぞれの専門性や個性を活かし、地域づくりに参画することができる東京

#### 【地域生活課題の解決】

テーマ① 地域の支え合いを育むために

- ◇包括的な相談・支援体制の構築
- ◇地域の多様な活動の推進
- ◇身近な地域の居場所づくり
- ◇対象を限定しない福祉サービスの提供
- ◇地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築

テーマ② 安心した暮らしを支えるために

- ◇住宅確保要配慮者への支援
- ◇権利擁護の推進
- ◇生活困窮者への総合的な支援体制の整備
- ◇災害時要配慮者対策の推進
- ◇多様な地域生活課題への対応

テーマ③ 地域福祉を支えるために

- ◇民生委員・児童委員の活動への支援
- ◇福祉人材の確保・育成・定着
- ◇福祉サービスの質の向上

### 【高齢者福祉分野】

○東京都高齢者保健福祉計画：平成30年度～令和2年度

【計画理念】地域で支え合いながら安心して暮らし続けることができる東京

#### 【施策の方向性】

- 1 高齢者一人ひとりの自立と選択を支援
- 2 高齢者の生活を支えるための適切な住まいの確保
- 3 適切な医療・介護サービス等の一体的な提供
- 4 住民主体の生活支援・介護予防サービスと高齢者の社会参加

### 【障害者福祉分野】

○東京都障害者・障害児施策推進計画：平成30年度～令和2年度

#### 【計画の基本理念】

- 1 全ての都民が共に暮らす共生社会の実現
- 2 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現
- 3 障害者がいきいきと働ける社会の実現

#### 【施策目標と取組】

- 1 共生社会実現に向けた取組の推進
- 2 地域における自立生活を支える仕組みづくり
- 3 社会で生きる力を高める支援の充実
- 4 いきいきと働ける社会の実現
- 5 サービスを担う人材の養成・確保

## 【子ども・子育て分野】

○東京都子供・子育て支援総合計画：平成27年度～令和元年度

### 【計画の理念】

- 1 すべての子供たちが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実する。
- 2 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。
- 3 社会全体で、子供と子育て家庭を支援する。

### 【目標】

- 1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みづくり
- 2 乳幼児期における教育・保育の充実
- 3 子供の成長段階に応じた支援の充実
- 4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実
- 5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

## 【健康・食育分野】

○東京都健康推進プラン21(第二次)中間評価報告書

東京都では、平成25年3月に策定した「東京都健康推進プラン21(第二次):平成25年度～令和4年度」について、今後の健康づくりの推進体制の充実強化を図るため、中間評価と必要な見直しを行い、中間評価報告書を平成31年3月に公表しています。

### 【課題と今後の取組方針】

課題① 生活習慣の改善に向けた意識変容、行動変容

取組方針 都民のヘルスリテラシー（健康情報の収集・理解・活用能力）の向上を支援

課題② 世代や性別ごとに異なる指標の達成状況

取組方針 ライフステージやターゲット(対象)の特性に応じた施策の展開

課題③ 生涯を通じて切れ目なく健康づくりに取り組むことができる社会環境

取組方針 都民一人ひとりの健康づくりを支える環境の整備

○東京都食育推進計画：平成28年度～令和2年度

### 【食育の取組の視点と方向性】

- 1 生涯にわたり健全な食生活を実践するための食育の推進
- 2 食育体験と地産地消の拡大に向けた環境整備
  - (1) 食の生産・流通・製造者と消費者との交流支援
  - (2) 都内産食材の理解促進と地産地消の拡大
- 3 食育の推進に必要な人材育成と情報発信
  - (1) 食育の推進で核となる人材育成と支援
  - (2) 食育を実践するための情報発信

### (3) 市の動向

#### ア 「第6次府中市総合計画 後期基本計画」の策定・推進

平成30年度に策定した「第6次府中市総合計画 後期基本計画」では、健康・福祉分野の基本目標として「人と人とが支え合い幸せを感じるまち」を掲げています。そのなかでは、健康づくり、子育て支援、高齢者サービス、障害者サービスの充実と地域福祉活動の支援等を進めるとともに、市民が、地域における様々な福祉課題に関心を持ち、課題解決に向けて取り組み、相互の支え合いを通じて自立した生活を送ることができる支え合いのまちづくりの促進に取り組んでいます。

#### イ 福祉分野の計画の策定・推進

平成27年度に「府中市福祉計画」を策定し、「みんなでつくる、みんなの福祉～人と人とが支え合い幸せを感じるまちを目指して～」を基本理念に掲げ、「地域で支え合う福祉の実現」や「協働・連携で進める福祉の実現」などを基本視点に定めています。この「府中市福祉計画」の分野共通の理念と視点のもとで、「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期）」、「障害者計画・障害福祉計画（第4期）」を推進してきました。

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期）」、「障害福祉計画（第4期）」は、平成29年度に計画期間が終了したため、平成30年度から令和2年度を計画期間とする「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）」と「障害福祉計画（第5期）・障害児福祉計画（第1期）」を策定し、施策を推進しています。

#### ウ 人口等の状況

本市の平成31年4月1日時点の総人口は、25万9,573人です。全国的には、人口は減少傾向にありますが、本市の人口は微増の状況にあります。

「府中市人口ビジョン（平成28年1月策定）」による近年の合計特殊出生率や社会移動の状況を踏まえた推計では、本市の総人口は、令和7年頃にピークを迎え、以降減少に転じ、令和42年には、約23万5,000人でピークから約2万5,000人が減少すると見込まれています。また、令和22年には、いわゆる団塊世代ジュニアが高齢者となり、急激に高齢化が進むことが見込まれています。

府中市人口ビジョンを踏まえ、「府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成28年1月策定）」では、少子高齢化の進行や高齢者単身世帯の増加など将来の人口構造の変化に対応するため、子どもの見守りや育成、防災・防犯などの暮らしの安全確保、高齢者への生活支援などを地域ぐるみで進めるコミュニティづくりを推進することとしています。

## 5 計画策定の目的

少子高齢・人口減少社会において、地域包括ケアシステムの深化・推進の方向として、地



域共生社会の実現がうたわれています。

地域共生社会とは、分野を越えて、地域のあらゆる住民が年代や障害の有無・状況にかかわらず役割をもち、受け手としても、担い手としても活躍しながらともに生きる社会です。

府中市福祉計画は、国及び東京都の動向や本市の状況を踏まえ、本市における地域共生社会の実現に向け、福祉の施策を総合的かつ包括的に推進するための計画として策定するものです。

## 6 次期計画策定のポイント

本市の人口構造の変化や福祉をめぐる現状、社会保障制度や福祉制度の改正等を踏まえ、次のような視点から次期計画の策定について検討します。

### (1) 「地域共生社会」の実現に向けた計画の方向性について

現行の福祉計画は、地域での福祉を推進する多様な担い手を育成し、対象別の福祉にとどまらず、分野を超えた総合的・包括的な福祉への展開の必要性から、コミュニティを基点とした福祉及び総合的・包括的な福祉を志向するとともに、住み慣れた地域の中で住民同士が助け合い、支援の必要な方が必要な支援につながるにより、安心して暮らせる地域社会を目指しています。

今後、コミュニティを基点とした福祉及び総合的・包括的な福祉はさらに重要なものとなると考えられることから、高齢者・障害者・子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに作り、高めあうことができる「地域共生社会」の考え方を踏まえ、次期計画の方向性を検討します。

#### ア 主なポイント

- (ア) 本市の福祉ニーズを踏まえ、包括的な相談支援体制や共生型サービスなど、分野別の制度を超えた取組について検討します。
- (イ) 現在、多くの方が様々な形で「担い手」として本市の福祉に係る活動に参画しています。より活動しやすい場の整備や活動機会の充実、新たな担い手を確保するための潜在的な人材の発掘等、担い手の充実に係る取組について検討します。

### (2) 福祉エリア（日常生活圏域）の見直し

現行の福祉計画では、地域福祉活動を推進するため市内を6つの区域に分け福祉エリア（日常生活圏域）としています。次期福祉計画の策定に伴い、地域住民等が身近な圏域において主体的に地域生活課題を把握し、解決に取り組むことができる地域づくりの更なる推進を図るため、現行の福祉エリアを、文化センターを拠点とした11の圏域に見直すことを検討します。検討に当たっては、福祉エリアをよりどころとしている事業や機関等、福祉エリアの見直しによって生じる影響の調査及び整理を行います。

7 計画策定の流れ

